

P T C A 会則(案)

八王子市立元八王子小学校 P T C A

八王子市立元八王子小学校 PTCA 会則

第1章 名 称

第1条 本会は、『八王子市立元八王子小学校P T C A』（保護者と教師と地域の会）とし、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は、保護者と教師が地域住民と連携・協力し、教育的環境の向上と児童の豊かな成長を支援することを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体で、次の方針により活動する。

1. 営利的、宗教的、政治的活動をしない。
2. 自主独立の団体で、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。
3. 学校の教育経営、その他の管理及び人事に関与しない。

第3章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に勤務する校長及び教員。
3. 本校の教育活動を支援する地域住民(はちっこボランティアなど)

第5条 すべての会員は、本会則に基づき平等な権利と義務を有する。

第6条 すべての会員は、第2章の目的及び方針を達成するために活動する。

第4章 会 計

第7条 本会の経費は、原則として会費による。

第8条 会費は、第4条1.2の会員から一家庭年額1500円とする。

第9条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて執行するものとする。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を受ける。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び会計監査

第12条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

1. 役員

- ・会長 1名（保護者）
- ・副会長 4～5名（保護者2～3名、校長1名、副校長1名）
- ・書記 3名（保護者2名、教員1名）
- ・会計 3名（保護者2名、教員1名）
- ・学校コーディネーター

2. 会計監査 2名（保護者）

第13条 役員及び会計監査は、別に定める細則によって推薦され、総会の議決により選出される。(学校コーディネーターは除く)

第14条 役員及び会計監査の任期は、1年とし、再任は1回までとする。

第15条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が任務に従事できない場合はその代行をする。
3. 書記は、会運営に必要な庶務を行う。
4. 会計は、会計事務を行う。
5. 会計監査は、会計を監査し、結果を総会に報告する。

第16条 役員及び会計監査の補充は、次の通りとする。

1. 会長に欠員が生じた時は、副会長の 1 名が昇格する。
2. 役員及会計監査に欠員が生じた時は、必要に応じて代表委員会で回り、補充者を決定する。
3. 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 本会に必要なに応じて顧問 1 名を置くことができる。

1. 顧問は、前年度役員の中から推薦され、会長が総会の承認を得て委嘱する。
2. 顧問は、役員の相談に応じる。

第6章 学校コーディネーター（地域連携）

第18条 効果的に学校支援活動を行うため、学校コーディネーターを配置する。

第19条 学校コーディネーターは校長からの推薦を受け、市教育委員会が承認・委託する。

第20条 学校コーディネーターの役割は以下とする。

1. 教育委員会や学校の運営方針に沿った、学校支援活動に関する総合調整。
2. 学校支援活動の担い手となる地域人材の発掘を目的とした、学校支援ボランティア人材バンク事務局との連携や、はっちこボランティアとの連絡調整、地域の関係団体との関係構築及び学校支援活動の地域等への啓発・情報発信等。
3. 学校や学校運営協議会との連携や情報共有等。
4. 第1号から第3号のほか教育委員会が必要と定めたもの。
5. 推進員は、第1号から第4号を推進するにあたり、必要に応じて、教育委員会内に配置されている地域学校協働活動推進統括コーディネーターへ指導・助言を求める事ができる。

第7章 会 合

第21条 本会に次の会合を置く。

1. 総会
2. 役員会

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第23条 定期総会は、書面総会とする。

1. 前年度活動報告及び会計報告。
2. 新役員及び会計監査の選出。
3. 本年度活動計画及び予算。
4. 会費の決定、会則の変更、その他の必要事項。

第24条 臨時総会は、次のいずれかの場合に開催される。

第25条 会員の 1/5 以上の請求があった場合。

第26条 総会の成立及び議決は、次の通りとする。

1. 総会は、全会員をもって構成され、委任状の過半数の提出で成立する。
2. 議決は、出席者の過半数をもって成立する。

第27条 役員会は、次の事項を審議する。

1. 本会の活動概況を把握し、円滑な運営の為に連絡調整をする。
2. 緊急事項等の審議及び処理。

第28条 サークルは必要に応じ、総会の承認を得て、発足することができる。

第8章 放課後子ども教室推進委員会

第29条 本会は、八王子市教育委員会からの委託により運営されている。

第30条 本会の委員は、次の通りとする。

1. 推進委員長（PTCA会長が兼任）
2. 推進副委員長（PTCA副会長が兼任）

3. 推進書記（PTCA書記が兼任）

4. 推進委員（PTCA会計、前PTCA役員、放課後教室委員会メンバー、{元サタデースクールメンバー}）

第31条 前PTCA本部役員の任期は、1年とし、再任は行わない。

第32条 委員の任務は、次の通りとする。

1. 委員長は、本会を代表し市や学校、安全管理委員と連絡を密にし円滑に運営できるようにする。
2. 副委員長は、会計事務を行う。
3. 書記は、会運営に必要な庶務を行う。
4. 推進委員は、サタデー子ども教室の企画・運営をする。

第9章 付 則

第33条 本会の会則施行については、別に細則を定めることができる。

第34条 本会則は、総会での承認をもって施行する。

第35条 不加入の申請については、副会長（校長又は副校長）に届け出るものとする。

【細則】

I. 会費に関する規定

第1条 会費は定められた期日に、各担任が集金し、会員が集計する。

第2条 年度途中の転入者には、学期割りで集金する。

II. 選考活動に関する規定

第1条 選考活動は、役員及び会計監査の候補者の推薦・選出をする。

第2条 役員選考は、役員及び会計監査の候補者にはなれない。

（ただし、立候補の場合は候補者になることを妨げないものとする。）

第3条 役員選考は、主に本部役員退任者から選出する。

IV. サークル活動に関する規定

第1条 構成員は、原則として本会員とする。

第2条 活動内容が本会則の目的及び方針に基づいている。

第3条 年度毎に責任者を設け、継続的な活動に努め、活動内容等を定期総会で報告する。

V. 慶弔及び見舞いに関する規定

第1条 会員並びに児童に関し、慶弔見舞い等を要する場合に適用する。

第2条 金額等については、別表1. の通りとする。

ただし、金額等が著しく不都合になった場合には、役員会で協議の上、改正することができる。

第3条 その他の事項については、役員会に協議決定を一任する。尚、返礼は一切しない。

別表1.

項目	内 容	金 額
慶事	教職員の結婚	5,000 円
弔事	児童の死亡	10,000 円または花輪
	児童の保護者の死亡	5,000 円または花輪
	教職員の（配偶者を含む）死亡	5,000 円または花輪
	教職員の父母の死亡	その都度役員会で協議し決定する
見舞い	会員（保護者、教職員）、児童が病気等で長期間（3 週間以上）入院及び自宅療養した場合	その都度役員会で協議し決定する
	火災及び風水害の場合	

Ⅵ. 一人一役に関する規定

第1条 本部役員以外の1、3、5年生の保護者が年に1～2回程度一人一役活動を担う。(おおよそ1時間程度)

第2条 振り分けは、年度初めに本部役員が行う。規定人数に満たない場合は、学校コーディネーターが地域から協力を得る。

第3条 一人一役への決定通知は本部から児童を通じて直接配布する。

一人一役の活動を欠席、又は変更する場合には本部役員へ連絡をする。

Ⅶ. 役員の規定

第1条 役員は、次年度の運営に支障がある場合、本人及び新旧役員の承諾を得て、再任することを妨げないものとする。ただし、再任は1回までとする。

第2条 2年目継続意思のある候補者が2名いる時に限り、副会長・書記・会計に立候補者が現れた場合は、1名までの増員を許可するものとする。

Ⅷ. 放課後子ども教室推進委員会に関する規定

第1条 放課後子ども教室委員会の経費は、教育委員会からの委託金によるものとする。

第2条 放課後子ども教室委員会は、PTCA本部役員と地域ボランティアで構成された会である。

第3条 サタデー子ども教室は、放課後子ども教室委員会が企画運営する。

第4条 サタデー子ども教室は放課後子ども教室の一環として土曜日に行うものである。

第5条 PTCA不加入家庭の児童が、放課後子ども教室に参加する場合、別途保険料を支払うものとする。

(平成 5 年 5 月 15 日改訂)	(平成 14 年 5 月 10 日改訂)	(平成 9 年 2 月 15 日改訂)
(平成 15 年 3 月 13 日改訂)	(平成 10 年 5 月 16 日改訂)	(平成 16 年 7 月 5 日改訂)
(平成 11 年 5 月 15 日改訂)	(平成 23 年 5 月 11 日改訂)	(平成 25 年 4 月 8 日改訂)
(平成 26 年 4 月 6 日改訂)	(平成 27 年 3 月 12 日改訂)	(平成 27 年 3 月 10 日改訂)
(平成 28 年 4 月 22 日改訂)	(平成 31 年 3 月 6 日改訂)	(令和 2 年 3 月 4 日改訂)
(令和 3 年 3 月 1 日改訂)		

令和4年4月27日 PTCA 会則として再制定